

資料第129-6号

核融合科学における新たな協力に関する米国の説明

平成10年10月29日

核融合開発室

I T E Rに関する四極会合（10月20、21日、横浜）において、米国よりリチャード・ソン・エネルギー省長官の合意文書（参考）に記載されている核融合科学における新たな協力について、別紙の内容に関する説明があり、各極に対して検討の要請が行われた。

核融合科学における新たな協力に関する米国の説明

- プログラム責任者の書簡交換により、法的な拘束力を持たない形で協力関係を構築。
- この協力には、核融合エネルギー科学と核融合エネルギー実証の2つの分野があり、参加極はいずれかまたは両方に参加できる。
- 協力の対象には、国際機関の下での既存の取り決め等が含まれる。

①核融合エネルギー科学

ITERの下での既存の枠組み	新たな枠組み（米国の提案）
・ ステラレーター ・ 材料科学 ・ ASDEX ・ テキサトール ・ 逆磁場ピンチ ・ 大型トカマク運転	・ 慣性核融合 ・ 将来の核融合開発方針の議論 ・ 研究協力の促進 (JET、JT-60、LHD、KSTAR) ・ 燃焼プラズマ物理実験のための 低コスト・アプローチ

②核融合エネルギー実証

ITER/EDA協定

- プログラム責任者は、以下の事項のために少なくとも年1回会合を持つ。
 - ・ 核融合プログラムの進捗状況をレビューすること。
 - ・ 共同研究の場の有効性を評価すること。
 - ・ 協力促進のための方策を検討すること。

国際熱核融合実験炉のための工学設計活動における協力に関する欧州原子力共同体、日本国政府、ロシア連邦政府及びアメリカ合衆国政府間の協定に従って確立されたプロセスへの合衆国の継続参加に関する合意

アメリカ合衆国政府は、

- ・ 欧州原子力共同体、日本国政府、ロシア連邦政府が、国際熱核融合実験炉のための工学設計活動における協力を継続することを希望していることを認識し；
- ・ 現在進行中の活動を完了させ、核融合科学に関する国際協力における新たな合意に向けた交渉を行うことを希望し；
- ・ 1998年7月22日から1年間、協定に従って確立された進行中のプロセスに参加を継続することに合意する。

このプロセスへの参加は、利用可能な予算に従うものであり、設置の建設を確約するものではない。

1998年、9月22日、ウィーンにおいて、

ビル・リチャードソン
アメリカ合衆国のために